

令和3年度
事業計画書

公益財団法人東京都環境公社
令和3年3月

I 事業運営方針

世界は今、「感染症の脅威」と「気候危機」という、大きな危機に直面している。

2019年12月に初めて確認された新型コロナは、瞬く間に世界中に広がり、社会経済活動の制限、外出や移動の自粛など世界に甚大な影響を与えている。また、地球温暖化が一因ともされる記録的な猛暑や豪雨による自然災害など気候変動の影響は、人々の身近な生活領域まで及んでいる。

こうした中であって東京都は、新型コロナとの闘いを通じて浮き彫りとなった課題を踏まえ、「新しい日常」に相応しい施策を進めるとともに、気候危機とも呼ぶべき状況に対して、新たに適応計画を策定するなど、強靱で持続可能な都市・東京の実現に向けた取組をさらに加速、深化させている。

令和3年度の公社事業運営にあたっては、新型コロナによる社会のあり様や人々の価値観の変化を踏まえながら、エネルギーの脱炭素化、気候変動への適応、プラスチック対策など、環境対策に係るあらゆる取組について、サステナブル・リカバリーの視点に立って強化を図っていく。

さらには、SDGsという国際基準の目線に立ち、環境配慮行動の社会的普及に向けて、各事業分野の様々なチャンネルを活用し、都民・事業者の行動変容を促進するなど、全社を挙げて取り組んでいく。

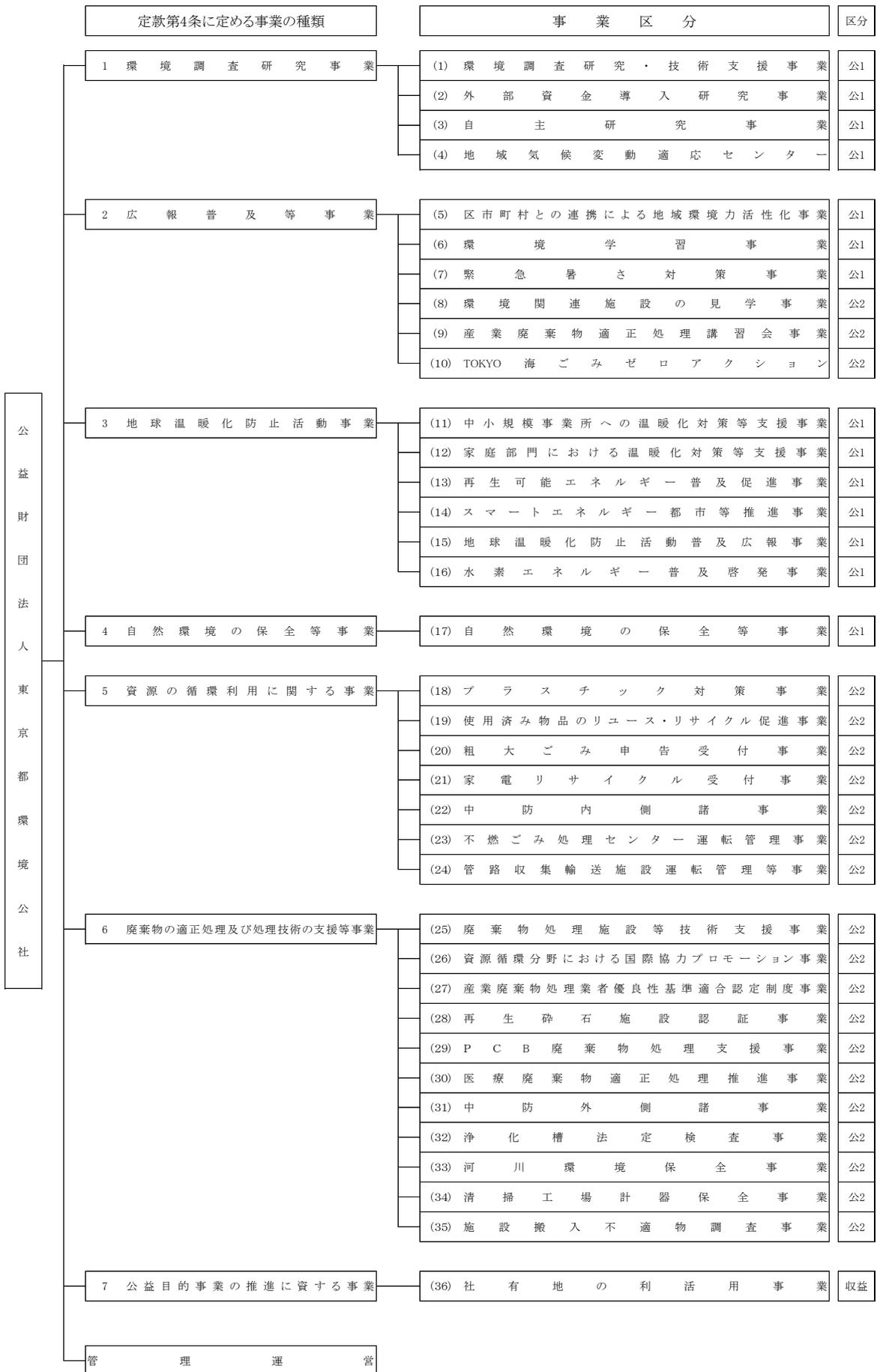
一方で、新型コロナの危機で生じた社会の変化を大きな変革期として捉え、社会基盤を支え中断が許されない事業のリスク管理強化のほか、仕事の枠組みや進め方など、AIやIoTなどの積極的な活用により業務改善を進めるとともに、事業全般でDXを推進し、事業効果の一層の向上に繋げていく。

【新規事業等主な取組事項】

- (1) 都の気候変動適応計画に基づき、環境科学研究所内に地域気候変動適応センターを設置し、他の研究機関等と連携を図りながら気候変動に関する科学的知見や適応策を集約するほか、区市町村や都民等に広く情報を発信する。
- (2) 東京2020大会に向けた暑さ対策事業では、大会規模等の動向を踏まえつつ、ラストマイルや路上競技沿道等における休憩所の運営、暑さ対策グッズや飲料の配布などの準備を着実に進め、東京都や組織委員会等との緊密な連携を図り、実効性の高い暑さ対策を実施する。

- (3) 水素情報館「東京スイソミル」では、環境科学研究所と連携し再エネ由来水素設備など先端技術の導入を進め、水素の利活用を広く発信して普及促進の気運を高めるとともに、環境学習事業では、新たに食品ロスの普及に向けた学習プログラムを実施するほか、コロナ禍を通じて得られた経験を活かし、リアルとオンラインの組み合わせにより多様な学びの場を提供していく。
- (4) 新たに設置する SDGs 推進室と戦略広報室が中心となり、社内の SDGs 推進体制を構築するとともに、環境配慮行動の社会的普及に向けて、全社を挙げて、DX の推進を通じた機会創出や多様な主体との連携によるアウトリーチ活動の展開、デジタル広報の活用による情報発信力の強化などを図る。
- (5) ゼロエミッションビークル (ZEV) の導入促進事業の拡充のほか、再エネ設備や省エネ型換気・空調の導入支援など、新たに 4 件の助成事業を開始するとともに、オンライン申請による審査業務の効率化など助成金事業の利便性向上を図る。
- ▶ ZEV 導入促進事業 (拡充)
 - ▶ カーシェアリング等 ZEV 化促進事業 (新規)
 - ▶ ZEV 活用による島しょ地域防災力向上事業 (新規)
 - ▶ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業 (新規)
 - ▶ 中小事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業 (新規)
- (6) 3R アドバイザーによる事業系廃棄物の 3R 推進事業では、業界団体等と連携強化によるアドバイザー派遣のほか、廃プラスチック対策に係る知見を活用した情報発信や講習会等の普及活動によって理解促進に繋げるなど、大規模オフィスビルにおける分別リサイクルの取組を拡大する。
- (7) 中央防波堤埋立処分場運営管理や粗大ごみ申告受付事業などコロナ禍でも中断が許されない社会基盤を支える事業について、コロナ対応の BCP 計画の策定などリスク管理体制の強化を図る。
- (8) ペーパーレスによる業務執行の定着やはんこレスによる電子決定など内部事務のデジタル化を進め、仕事の枠組みや進め方などの抜本的な業務改善に繋げる。

【事業体系図】



II 事業計画

1 環境調査研究事業（定款第4条第1項第1号）

（1）環境調査研究・技術支援事業（東京都受託事業） 「事業番号(1)」

東京都における大気、水質、ヒートアイランド現象、エネルギー等の研究などを幅広く実施し、研究成果は研究発表会等により広く都民等へ知見の提供を行う。

① 調査研究

東京都の環境施策の展開に必要な科学的知見の提供を目的として、環境の改善・向上に資する幅広い調査研究業務等を実施する。

| 調査研究 | 期間 |
|-------------------------------------|-------------|
| 都有施設のスマートエネルギー化の推進に向けた調査研究 | 令和元年度～令和3年度 |
| 都市ごみ焼却排ガス中の有害物質の処理に関する実用化研究 | 令和3年度～令和5年度 |
| 都市ごみ焼却灰の循環利用に関する研究 | 令和3年度～令和5年度 |
| バイオマスプラスチックの併用や転換による環境負荷低減の検証に関する研究 | 令和3年度～令和5年度 |
| 自動車環境対策の総合的な取組に関する研究 | 令和3年度～令和5年度 |
| 微小粒子状物質の濃度低減等に関する研究 | 令和2年度～令和4年度 |
| 高濃度光化学オキシダントの低減対策に関する研究 | 令和元年度～令和3年度 |
| 有害化学物質の分析法・環境実態の解明及びリスク対策に関する研究 | 令和2年度～令和4年度 |
| 沿岸域生態系を活用した水質浄化に関する研究 | 令和元年度～令和3年度 |
| 都内河川における衛生指標細菌の発生源の推定に関する研究 | 令和3年度～令和5年度 |
| 東京における地下水の実態把握に関する研究 | 令和元年度～令和3年度 |
| グリーンインフラによる暑熱環境改善効果に関する研究 | 令和元年度～令和3年度 |

② 環境技術支援等

東京都の環境施策の推進に必要な科学的知見・専門的技術等を提供し、環境施策の実施における信頼性の確保や環境の改善・向上に資する環境技術支援等業務を実施する。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 環境技術支援等 | |
| 自動車排出ガス測定体制の整備 | |
| ダイオキシン類の土壌地下水汚染に対する調査・対策に関する技術支援 | |
| 汚染土壌の合理的な処理促進に関する技術支援 | |
| 分析精度管理等 | |
| 分析の精度管理等 | |
| 低沸点炭化水素類の測定及びVOC簡易測定機による測定結果のクロスチェック | |
| 光化学オキシダント自動測定の精度管理 | |
| 都及び区市町村の職員への技術支援 | |
| 国際環境協力に関する技術支援 | |
| 環境汚染事故発生時等における緊急的対応 | |

③ 特別研究（事業期間：令和3年度～令和5年度）

水素蓄電エネルギーマネジメントの役割を実証していくため、都内の建築物への水素蓄電エネルギーマネジメントによる再エネ100%導入を目指したモデル作成等の取組を実施する。

(2) 外部資金導入研究事業 「事業番号(2)」

環境施策の推進や効果の実証を目的として、公的機関等からの外部資金を導入した研究を促進することにより、研究のレベルの向上と研究成果の一層の活用を図る。

| 区分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|----------|---------|---------|---------|
| 外部資金導入研究 | 8件 | 8件 | 14件 |

(3) 自主研究事業 「事業番号(3)」

公社における研究体制の更なる充実と研究の質的向上を図ることを目的として、研究員の独創的なアイデアにより知見を集積する研究や公社事業に資する実践的な研究等を実施する。

| 区分 | | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|-------|---|---------|---------|---------|
| 萌芽研究 | 重要性が顕在化していない環境テーマについて独創的なアイデアにより知見を集積する研究 | 3件 | 3件 | 8件 |
| 先行的研究 | 重要性が高いものの、研究受託に至っていない課題について先行的に行う研究 | 8件 | 8件 | 9件 |

(4) 地域気候変動適応センター 「事業番号(4)」

都の気候変動適応計画に基づき、環境科学研究所内に地域気候変動適応センターを設置し、他の研究機関等と連携を図りながら気候変動に関する科学的知見や適応策を集約するほか、区市町村や都民等に広く情報を発信する。

2 広報普及等事業（定款第4条第1項第2号）

（1）区市町村との連携による地域環境力活性化事業 「事業番号(5)」

東京の広域的環境問題への対応や、東京の地域特性を活かした魅力ある環境の創出を図ることを目的として、東京都と連携し、地域の実情に即した取組を実施する区市町村に対し、補助を実施する。

（事業期間：平成26年度～令和5年度）

（10年間で基金50億円）

【主な補助対象事業】

| 分野 | 事業 |
|--|--------------------------------|
| 【広域的環境課題対策分野】 広域的環境課題に対する区市町村の取組を都内全域に拡大 | 賢い節電のためのLED活用事業 |
| | 外来種の積極的防除事業 |
| | 災害廃棄物処理計画の策定促進事業 他11事業 |
| 【地域環境創出分野】 地域特性・地域資源を活用した魅力ある地域環境の創出を促進 | 地産地消型再生可能エネルギー電気・熱普及促進事業 |
| | 樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組の推進事業 |
| | 花と樹木による緑化推進事業 他5事業 |
| 【先駆的取組推進分野】 将来的な広域展開に向けた先駆的な取組をモデル事業として推進 | 既存共同住宅の省エネルギー対策促進事業 |
| | 超高齢化社会の到来を見据えた新たな資源循環施策の推進事業 |
| | 次世代を担う環境人材育成事業 他5事業 |

（2）環境学習事業 「事業番号(6)」

次世代を担う子供たちへの環境教育の充実・強化を行うとともに、都民が環境を学べる機会を積極的に提供するため、「小学校教員向け環境教育研修会」や「都民を対象としたテーマ別環境学習講座」を実施する。また、都民が場所と時間を選ばず環境学習ができる環境を充実させるため、環境学習用の動画を制作・配信する。

都民がSDGsへの理解を深め、自分ごととして行動できるようイベントを実施するとともに、食品ロス削減に向けては、NPO等と連携し、食品ロスダイアリーを活用した環境学習プログラムの開発等を行う。

| 区分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 小学校教員向け環境教育研修会 | 5回 | 6回 | 6回 |
| 都民を対象としたテーマ別環境学習講座 | 4回 | 5回 | 5回 |
| 環境学習動画の制作及び配信 | 2本 | — | — |

(3) 緊急暑さ対策事業 「事業番号(7)」

(事業期間：平成 30 年度～令和 3 年度)

① 東京 2020 大会に向けた暑さ対策事業 (東京都補助事業)

東京都との協定に基づき、東京 2020 大会の成功に向けて、東京の厳しい暑さから都民、観客などの健康と安全を守るため、ラストマイルや路上競技沿道等において、ハード・ソフトの両面から、人の感じる暑さを和らげるための対策を行う。

② 暑さ対策の推進に向けた暑熱対応設備整備促進事業 (東京都受託事業)

(2 年間で基金 1 億 6,500 万円)

- 令和 2 年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、令和 2 年度に交付決定した対象者に助成金の交付を行う。

③ 東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業 (東京都受託事業)

(3 年間で基金 118 億円)

- 令和 2 年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、令和 2 年度に交付決定を受け、空調設置工事を完了した区市町村に補助金の交付を行う。

(4) 環境関連施設の見学事業 「事業番号(8)」

東京都廃棄物埋立処分場の延命化やごみの減量に向け、都民や小学生を対象とした埋立処分場及び廃棄物処理施設の見学案内業務を実施する。

| 区 分 | 令和 3 年度計画 | 令和 2 年度計画 | 令和元年度実績 |
|------------------|-----------|-----------|---------|
| 中防埋立処分場見学案内 | 800 件 | 1,500 件 | 1,676 件 |
| スーパーエコタウン事業施設見学会 | 11 回 | 17 回 | 17 回 |
| 海と陸からの見学会 | 8 回 | 10 回 | 10 回 |
| 清掃工場・埋立処分場見学会 | 8 回 | 8 回 | 9 回 |
| 食品ロスを考えるワークショップ | 3 回 | 5 回 | 4 回 |

(5) 産業廃棄物適正処理講習会事業 「事業番号(9)」

① 産業廃棄物管理責任者講習会

東京都廃棄物条例で設置が義務付けられている産業廃棄物管理責任者を対象として、排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、適正処理等の意識向上を図ることを目的として、産業廃棄物管理責任者講習会を実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 産業廃棄物管理責任者講習会 | 4回 | 4回 | 4回 |

② 産業廃棄物処理業者向け講習会（東京都受託事業）

静脈産業の重要な担い手である産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の適正処理、法令遵守はもとより、環境への配慮等の付加価値を兼ね備えることで持続可能な循環型社会の実現を図ることを目的として、産業廃棄物処理業者向け講習会を実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|----------------|---------|---------|---------|
| 産業廃棄物処理業者向け講習会 | 6回 | 6回 | 6回 |

③ 産業廃棄物処理業者・排出事業者合同セミナー

資源の循環利用や廃棄物の適正処理を推進するために、不可欠となる産業廃棄物処理業者と排出事業者の有効なパートナーシップを構築することを目的として、合同セミナーを実施する。

④ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

産業廃棄物処理業界の将来を担う人材の育成を図り、産業廃棄物の適正処理の更なる推進を目指すことを目的として、業界の新入社員を対象に、スタートアップ研修会を実施する。

(6) TOKYO 海ごみゼロアクション 「事業番号(10)」 <新規>

東京の海に新たなプラスチックごみを流出させないよう、東京の海ごみ問題を「見える化」して、都民に広く啓発するとともに、区市町村、NPO等と連携し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげる「TOKYO 海ごみゼロアクション」を実施する。

3 地球温暖化防止活動事業（定款第4条第1項第3号）

（1）中小規模事業所への温暖化対策等支援事業 「事業番号(11)」

① 中小規模事業所への省エネ推進事業（東京都受託事業）

ア 省エネルギー診断

省エネ対策について関心のある事業者に対し、個別に事業所に出向いて現場の設備やエネルギーの使用状況を直接調査・診断し、事業所の特性に応じた省エネ対策を提案する。また、新たな投資を抑えた省エネ対策として、既存設備の使用方法を改善する技術支援を現地で実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|----------|---------|---------|---------|
| 省エネルギー診断 | 400件 | 400件 | 366件 |
| 運用改善支援 | 100件 | 100件 | 144件 |

イ 地球温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介

地球温暖化対策に係る知見・技術をもつ事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録し、ホームページや窓口、講習会等のあらゆる機会を使って、温暖化対策に取り組む事業者に対し情報提供を行う。

ウ 地球温暖化対策報告書制度及び省エネ導入推奨機器指定制度の運用

中小規模事業所を対象とした「東京都地球温暖化対策報告書」の受付業務、事業者への指導や支援策の案内を行う。

また、中小企業者向け省エネ促進税制において減免対象となる、省エネ導入推奨機器の申請受付・審査業務を行う。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|------------------|---------|---------|---------|
| 地球温暖化対策報告書制度立入調査 | 50件 | 50件 | 31件 |

エ 区市町村及び業界団体との連携

区市町村や業界団体と連携して、中小規模事業者向けに省エネ対策のポイントや進め方に関する研修会やイベント等での支援策の紹介、個別相談等を実施する。

また、業種の特徴を踏まえ、具体的な省エネ手法をまとめたテキストを作成する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|----------------|---------|---------|---------|
| 中小規模事業所対策推進研修会 | 40件 | 40件 | 35件 |
| 業種別テキスト作成（新規） | 1業種 | 1業種 | 1業種 |
| 出張相談会 | 10件 | 10件 | 10件 |

- ② 地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業（東京都受託事業）
 経営支援団体と連携し、中小規模事業所に無料で省エネコンサルティングを実施する省エネ対策サポート事業者へ助成を行う。また、省エネコンサルティングに基づき提案された費用負担が発生する運用改善を実施する中小企業者等へ助成を行い、中小規模事業所の省エネ対策を支援する。

（事業期間：令和元年度～令和4年度「助成金の交付は令和5年度まで」）

| 区 分 | 概 要 |
|-------|---|
| 助成対象者 | ①省エネ対策サポート事業者 ②中小企業等 |
| 助成対象 | ①経営支援団体から紹介を受けた中小企業者等への省エネコンサルティングに係る経費 ②上記の省エネコンサルティングに基づき実施する運用改善の取組に係る経費の一部 |

- ③ グリーンリース普及促進事業（東京都受託事業）

（事業期間：平成28年度～令和6年度）

- 平成30年度をもって申請受付終了。
- 平成29年度～令和2年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。
- 令和6年度まで、提出される実績を基に事業効果の分析を行う。

- ④ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業

（東京都受託事業）＜新規＞

中小規模事業所向けに省エネ型換気・空調設備の導入を支援する。

（2）家庭部門における温暖化対策等支援事業 「事業番号(12)」

- ① 中小規模地域家電店と連携した地球温暖化対策（東京都受託事業）

東京都と連携している団体とともに、省エネに関するノウハウを持ち、積極的に省エネ情報を提供する店舗に対して研修を行い、東京省エネマイスター店の登録・公表を行う。

- ② 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京都受託事業）

家庭の省エネ行動を促すため、省エネ性能の高い家電等（エアコン・冷蔵庫・給湯器）への買替に対し、東京ゼロエミポイントを付与する。

（事業期間：令和元年度～令和3年度）

（令和2年度までの基金113億6,000万円）

(3) 再生可能エネルギー普及促進事業 「事業番号(13)」

① 再エネ由来電力普及促進モデル事業

東京都内における再生可能エネルギー由来による電力利用割合の向上を図ることを目的に、小売電気事業者として太陽光発電とバイオマス発電を由来とした電力を組み合わせ、公社施設及び都内公共施設に供給するモデル事業を実施する。これにより、電気の需給管理等のノウハウを蓄積し、同様の電気供給を検討する自治体にノウハウ提供を行うとともに再生可能エネルギー由来の電力を率先して選択するモデルを示す。

② 太陽エネルギー普及促進事業（東京都補助事業）

都内における太陽エネルギー利用機器の導入拡大を目的として、セミナーやイベントの開催等を行う。

また、太陽光発電等に関する多様な相談に応じるとともに、各建物がどの程度太陽光発電や太陽熱利用システムに適しているかが一目で分かる Web マップ「東京ソーラー屋根台帳」の運営を行う。

| 区 分 | 令和 3 年度計画 | 令和 2 年度計画 | 令和元年度実績 |
|------------------|-----------|-----------|---------|
| 事業者向けセミナー等 | 1 回 | 2 回 | 1 回 |
| 都民向けセミナー等 | | | |
| TOKYO 太陽エネルギーフェア | 5 回 | 5 回 | 5 回 |

③ 家庭における熱の有効利用促進事業（東京都受託事業）

既存住宅の窓、玄関ドアの改修により断熱性能を高めるとともに、太陽熱利用機器等の導入を促進することで、家庭のエネルギー消費量削減を推進する。

（事業期間：令和 2 年度～令和 3 年度「助成金の交付は令和 4 年度まで」）

（2 年間で基金 18 億 7,200 万円）

| 区 分 | 概 要 |
|--------|--|
| 助成対象者 | 都内に住宅を所有する個人、法人及び管理組合とこれらと共同で申請するリース業者 |
| 助成対象設備 | 未使用品でそれぞれの要件を満たした高断熱ドア・窓・集熱器 |
| 助成率 | 窓・ドア：1/6 太陽熱地中熱集熱器：1/2 ※上限あり |

④ 地産地消型再エネ増強プロジェクト（東京都受託事業）

民間事業者等が都内に導入する地産地消型再生可能エネルギー設備の設置に係る経費を助成することで、再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

（事業期間：令和2年度～令和5年度「助成金の交付は令和6年度まで」）

（令和3年度までの基金6億9,960万円）

| 区 分 | 概 要 |
|---------|---|
| 助成対象事業者 | 都内に地産地消型の再エネ発電等設備、再エネ熱利用設備を設置する民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、社会福祉法人等） |
| 助成対象設備 | ①再エネ発電等設備（太陽光発電、発電設備と併せて導入する蓄電池等） ②再エネ熱利用設備（太陽熱利用、地中熱利用、バイオマス熱利用等） |
| 助成金額 | ①中小企業等：助成対象経費の3分の2以内（助成上限額：1億円） ②その他：助成対象経費の2分の1以内（助成上限額：7,500万円） |

⑤ 駅舎へのソーラーパネル等設置促進事業（東京都受託事業）

（事業期間：平成30年度～令和4年度「助成金の申請は令和元年度まで」）

（2年間で基金3億円）

- 令和元年度をもって申請受付終了。
- 令和3年度は、令和元年度までに申請受付をした対象者に助成金の交付を行う。

⑥ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業（東京都受託事業）

太陽光発電設置に際しての住宅所有者の初期費用負担のハードルを下げ、太陽光発電の導入拡大を進めるため、初期費用ゼロで太陽光発電を設置するサービスに対して助成する。

（事業期間：令和元年度～令和3年度「助成金の交付は令和4年度まで」）

（3年間で基金14億円）

| 区 分 | 概 要 |
|-----|----------|
| 規模 | 1,300件／年 |
| 助成額 | 10万円／kW |

⑦ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業（東京都受託事業）

家庭におけるエネルギー消費量の低減を推進するため、都内において東京ゼロエミ住宅を新築する方に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和元年度～令和3年度「助成金の交付は令和4年度まで」）

（3年間で基金62億220万円）

| 区 分 | 令和3年度規模 | 令和2年度規模 | 令和元年度規模 |
|---------|---------|---------|---------|
| 戸建住宅 | 2,975戸 | 1,900戸 | 1,500戸 |
| 集合住宅 | 1,668戸 | 1,170戸 | 1,170戸 |
| 太陽光発電設備 | 1,412件 | 905件 | 722件 |

- ⑧ 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業（東京都受託事業）＜新規＞
都内の電力需要家が行う都外での新規再エネ電源設置に対して、その経費の一部を補助する。

（４）スマートエネルギー都市等推進事業 「事業番号(14)」

① スマートエネルギー都市推進事業（東京都受託事業）

ア 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業

（事業期間：平成 28 年度～令和元年度「助成金の交付は令和 3 年度まで」）

（4 年間で基金 51 億円）

- 令和元年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、令和元年度までに交付申請をした対象者に助成金の交付を行う。

イ 家庭に対する蓄電池等補助事業

（事業期間：令和 2 年 1 月 15 日～3 月 31 日「助成金の交付は令和 3 年度まで」）

（基金 49 億 2,950 万円）

- 令和元年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、令和元年度までに交付申請をした対象者に助成金の交付を行う。

ウ 自家消費プラン

太陽光発電による電力の自家消費を拡大するため、蓄電池システムを設置した住宅に、その費用の一部を助成する。

（事業期間：令和 2 年度～令和 4 年度「助成金の交付は令和 5 年度まで」）

（2 年間で基金 74 億 6,640 円）

| 区 分 | 規 模 |
|---------|---------|
| 蓄電池システム | 7,320 件 |

② スマートエネルギーエリア形成推進事業（東京都受託事業）

ア スマートエネルギーエリア形成推進事業

（事業期間：平成 27 年度～令和元年度「助成金の交付は令和 3 年度まで」）

（5 年間で基金 55 億円）

- 令和元年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、令和元年度までに交付申請をした対象者に助成金の交付を行う。

イ スマートエネルギーネットワーク構築事業

事業所のエネルギー効率向上及び再生エネルギー導入拡大を図るため、コージェネレーションシステム（CGS）や再生可能エネルギー機器を設置し、複数の建物間でのエネルギー融通を行う取組を支援する。

（事業期間：令和 2 年度～令和 6 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

（令和 3 年度までの基金 12 億円）

| 区 分 | 概 要 |
|--------|---|
| 助成対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・都内の建築物において、CGS 及び熱電融通インフラを設置及び接続した事業者 ・熱電融通インフラを新たに設置し、既存の CGS に接続した事業者 |
| 助成対象設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・CGS（ただし、単体での申請は対象外） ・熱電融通インフラ |
| 助成率 | <ul style="list-style-type: none"> ①再エネ開発（※）を行う場合：対象経費の 2 分の 1 以内 ②再エネ開発（※）を行わない場合：対象経費の 3 分の 1 以内 |

※ 再エネ開発：設置する再生可能エネルギー機器の発電量が年間 4 万 5 千 kWh 以上、又は熱量（一次エネルギー換算量）が年間 439.2GJ 以上を見込める設備を導入したことをいう。

ウ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業用）

（事業期間：平成 29 年度～令和 2 年度「助成金の交付は令和 5 年度まで」）

（4 年間で基金 38 億 972 万円）

- 令和 2 年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、令和 2 年度までに交付申請をした対象者に助成金の交付を行う。
- オリンピックの延長に伴い、支払期間を令和 5 年度まで延長。

エ 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成事業（家庭部門）

家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を推進するため、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した住宅に、その経費の一部を助成する。

（事業期間：令和 2 年度～令和 5 年度「助成金の交付は令和 7 年度まで」）

（基金は上記ウと同一）

| 区 分 | 概 要 |
|-------|---|
| 助成対象者 | 対象機器の所有者、集合住宅の管理者、住宅供給事業者 |
| 助成対象 | 都内の住宅に設置される家庭用燃料電池（エネファーム） （PEFC・SOFC） |
| 助成率 | 機器費の 5 分の 1 |

③ ZEV 導入促進事業（東京都受託事業）

ア ZEV 導入促進事業

ZEV（ゼロエミッションビークル）の普及促進を図り、自動車から排出される CO₂ を削減するため、燃料電池自動車（FCV）・電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）等を導入する者に対して、その経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 26 年度～令和 4 年度）*助成対象により事業期間は異なる。

| 助成対象 | 助成対象者 | 助成率等 |
|-----------------------------------|------------------|--|
| 燃料電池自動車（FCV） | 事業者、個人 都内区市町村 | 110 万円又は 135 万円 |
| 電気自動車（EV）、 プラグインハイブリッド自動車（PHV） | 事業者 | EV：37.5 万円又は 50 万円 PHV：30 万円又は 40 万円 |
| | 個人 | EV・PHV：45 万円又は 60 万円 |
| 外部給電機器（EV） | 事業者、個人 | 導入経費の 1/2（上限 40 万円） |
| 外部給電機器（FCV） | 事業者、個人 都内区市町村 | 導入経費の 1/2（上限 40 万円） |
| ビークル・トゥ・ホーム（V2H） | 事業者、個人 | 導入経費の 1/2（上限 30 万円） |
| 燃料電池バス | 事業者 | 購入費：上限 5,000 万円 燃料費：水素と軽油との差額 |
| 電動バイク | 事業者、個人 | 国補助併用でガソリン車と同等価格で購入できるよう補助単価を設定（ただし上限あり） |

イ 次世代タクシーの普及促進事業

環境性能の高いタクシー車両の普及促進を目的に、次世代タクシー（EV・PHV）を導入するタクシー事業者等に対して、その経費の一部を助成する。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン（UD）のタクシー車両の普及促進を目的に、タクシー事業者に対して、UD タクシーの導入にかかる経費の一部を助成する。

（事業期間：平成 28 年度～令和 3 年度）

【次世代タクシー】

| 区分 | 概要 |
|--------|------------------------|
| 助成対象車両 | EV・PHV のタクシー車両 |
| 助成対象者 | 一般乗用旅客自動車運送事業者等 |
| 助成率 | 助成対象経費の 1/6（上限 100 万円） |

【次世代 UD タクシー】

| 区分 | 概要 |
|--------|--|
| 助成対象車両 | HV・EV・PHV であって国の UD タクシー認定車両又は車いすに乗ったまま乗降できるスロープ、リフトを初年度登録時に装備したタクシー車両 |
| 助成対象者 | 一般乗用旅客自動車運送事業者等 |
| 助成率 | 都補助単独：60 万円 国補助併用：40 万円 |

ウ 充電設備導入促進事業

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向けて、集合住宅等への充電設備の導入を促進し、利用環境を整えることを目的に、充電設備の設置者に対し、その経費の一部を助成する。

併せて、ゼロエミッションの推進に向けて、集合住宅に太陽光発電システムをV2Hと同時に導入する設置者に対し、経費を助成する。

(事業期間：平成30年度～令和4年度)

| 区分 | 概要 |
|--------|---|
| 助成対象施設 | 集合住宅、事務所・工場等（基礎充電） 商業施設・宿泊施設等、区市町村公共施設等（目的地充電） |
| 助成対象 | 設備購入費、設置工事費、運営費（維持管理費及び電力基本料金について目的地充電のみ（電力基本料金は再生可能エネルギーを利用する場合のみ）） |
| 助成率 | 設備購入費：本体価格と国補助額の差額（上限額：国補助上限額と同額） 設置工事費：工事費と国補助額の差額（上限額：81万円又は309万円） 受変電設備改修費（上限額：435万円） 運営費：維持管理費（上限額：40万円）、電力基本料金（上限額：60万円） 太陽光発電（集合住宅のみ）：助成対象経費の10/10（上限額：1,000万円） |

エ EVバス導入促進事業

コミュニティバス等の小型EVバスの導入に対して補助を行うことで、バスのZEV化に向けた機運を醸成する。

(事業期間：令和2年度～令和4年度)

| 区分 | 概要 |
|------|---------------------|
| 助成対象 | 都内自治体、バス事業者及びリース業者 |
| 助成率 | 対象経費の1/3（上限1,660万円） |

オ カーシェアリング等ZEV化促進事業 <新規>

カーシェア等事業者に対するZEV購入補助を行い、カーシェア等におけるZEV化を推進する。

カ ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業 <新規>

島しょ地域における防災力の向上に向けて、災害時の給電の協力等を条件に、ZEV中古車の購入補助を行う。

④ 水素ステーション設備等導入促進事業（東京都受託事業）

水素エネルギーの利用拡大を図ることを目的として、水素ステーションを設置する者に対して整備等にかかる経費を助成する。

（事業期間：平成 26 年度～令和 7 年度「助成金の交付は令和 8 年度まで」）

| 助成対象 | | 大規模事業者 | 中小事業者 |
|------|------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 整備費 | 定置式（燃料電池バス対応） | 上限 3 億 9,000 万円 | |
| | 定置式（乗用車） | 上限 1 億 7,400 万円 | 上限 2 億 9,000 万円 |
| | 障壁設置 | 上限 3,000 万円 | |
| | 併設・転換に伴う損失支援 | 上限 500 万円 | |
| | 土地造成費に対する支援 | 上限 1 億円 | |
| | 次世代キャノピー整備に対する支援 | 上限 1 億円 | |
| 運営費 | 土地賃借料 | 賃借料相当の 1/4 | |
| | 設備運営費 | 500 万円（燃料電池バス対応 2 系統：2,000 万円） | 1,000 万円（燃料電池バス対応 2 系統：4,000 万円） |

(5) 地球温暖化防止活動普及広報事業 「事業番号(15)」

① 省エネ相談窓口

地球温暖化防止に関する質問・相談に応じるとともに、省エネ対策に関するアドバイスや優良事例の紹介を行う。

また、地球温暖化防止に関する DVD 等の貸出を行う。

② イベント出展による普及広報

省エネセミナーの開催やイベント出展等を通じて、地球温暖化の現状や具体的な省エネ事例の紹介、都民一人ひとりの省エネ活動を促進する。

| 区 分 | 令和 3 年度計画 | 令和 2 年度計画 | 令和元年度実績 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 省エネセミナー開催 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| イベント出展等 | 6 件 | 6 件 | 6 件 |

③ セミナー等への講師派遣

都内の企業・団体・自治体等が開催する地球温暖化防止活動及び省エネ対策に関するセミナー・イベントに専門の講師を依頼者の要望に応じて派遣し、研修会等を支援する。

| 区 分 | 令和 3 年度計画 | 令和 2 年度計画 | 令和元年度実績 |
|------|-----------|-----------|---------|
| 講師派遣 | 20 件 | 20 件 | 15 件 |

④ 地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業（環境省補助事業）

地域における地球温暖化防止活動の基盤形成を目的として、家庭における温室効果ガス排出実態の把握等を行う。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 家庭における温室効果ガス排出実態の把握 | 1回 | 1回 | 1回 |

(6) 水素エネルギー普及啓発事業 「事業番号(16)」

江東区の潮見水素ステーションの隣接地に整備された水素エネルギーの普及啓発施設「水素情報館東京スイソミル」において、ゼロエミッション社会実現における水素エネルギーの意義、技術、安全性等、都民・事業者に対し、オンラインツールを積極的に活用して理解促進を図るとともに、水素ステーションの導入を検討する中小事業者等に対し、運営に必要な知識や技術等を提供する。

| 区 分 | 令和3年度計画 |
|---------------------|---------|
| 中小ガソリンスタンド等事業者向け講習会 | 2回 |
| 小学校向けスイソミル出前授業 | 3回 |
| イベント出展等 | 8回 |

| | |
|-----|--|
| 施設名 | 水素情報館  |
| 所在地 | 江東区潮見一丁目3番2号 ※ガソリンスタンド併設型水素ステーションに併設 |



令和2年8月
スイソミルオンラインクイズ大会



まなぼう！あそぼう！COOLCHOICE
ひろば in アーバンドックららぽーと豊洲動画出展

4 自然環境の保全等事業（定款第4条第1項第4号）

（1）自然環境の保全等事業（東京都受託事業） 「事業番号(17)」

貴重な自然環境が残る保全地域（※1）の適正な管理、活用を図ることを目的として、保全地域において緑地保全活動を行うボランティア人材の育成業務、ボランティアに関する情報発信や人材登録等を担う情報センター業務、並びに保全地域の維持管理業務を実施する。

① 保全地域体験プログラムの実施

都民に緑地保全活動の良さを体感してもらい、新たなボランティアの掘り起しと人材の定着を図るため、保全活動未経験者でも参加しやすい体験プログラムを提供する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 保全地域体験プログラム | 35回 | 35回 | 29回 |

② 森林・緑地保全活動情報センターの運営

森林・緑地保全活動情報センターWebサイト（里山へGO!）の運営を通じて、保全活動希望者とボランティア団体とのマッチングを図り、ニーズとレベルに応じた活動情報を提供する。



(HP : <https://www.tokyo-satoyama.metro.tokyo.lg.jp/>)

③ 東京グリーンシップ・アクション（※2）、東京グリーン・キャンパス・プログラム（※3）の運営

保全地域の良好な自然環境を維持するとともに、幅広い層の都民に自然環境への関心を高めてもらうため、企業、NPO、大学等の多様な主体と連携して、東京グリーンシップ・アクション及び東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 東京グリーンシップ・アクション | 30回 | 30回 | 30回 |
| 東京グリーン・キャンパス・プログラム | 10回 | 10回 | 10回 |

④ 保全地域活用フィールドの管理等業務

保全地域において、以下の管理業務を実施する。

- 保全地域の支障木・危険木等の伐採及び剪定
- 雑木林の萌芽更新や下草刈り、竹林管理
- 保護柵や看板等の補修工事
- 希少動植物の育成状況や盗掘等被害状況の確認
- 保全活動への指導・助言並びに講習会の実施
- チェーンソー、杭及びロープ等保全活動に必要な資機材の貸与・支給

⑤ 保全地域林縁部の保全

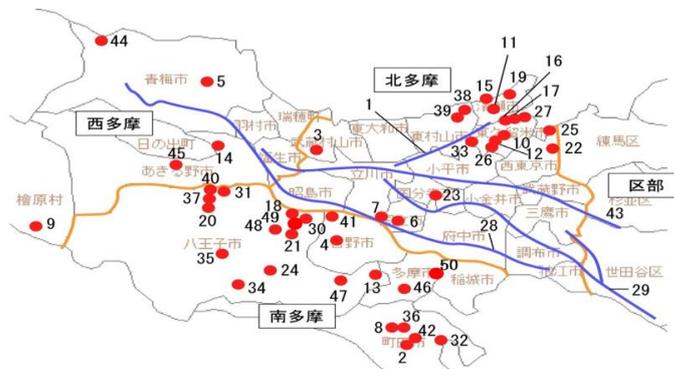
保全地域の境界沿いに生育し、災害時には周囲の建築物・道路等へ被害を与える恐れのある樹木について、一律に伐採・処分することで安全性の向上及び生物多様性の保全を図る。

- ※1 保全地域：東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、東京都が山地や丘陵地などの良好な自然地を区域指定し、その保護と回復を図る地域
- ※2 東京グリーンシップ・アクション：企業、NPO 等と都の連携により、幅広い層の都民が自然を保全する活動に参加し、併せて企業の社会貢献活動の場として、保全地域を活用することを目的としたプログラム
- ※3 東京グリーン・キャンパス・プログラム：大学と協定を締結し、次世代の担い手である大学生に保全地域を活用した緑地保全活動に参加する機会を提供することで、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促すことを目的としたプログラム

＊ 参 考

令和2年12月現在の保全地域の指定状況

50 地域 (約 760ha)



令和2年12月末現在

| 保 全 地 域 名 | 指定年月日 | 指定面積等 (㎡) | 保 全 地 域 名 | 指定年月日 | 指定面積等 (㎡) |
|---------------|----------|-----------|---------------|-----------|-----------|
| 1 野火止用水(歴) | 49.12.13 | 197,104 | 26 前沢(緑) | H6.3.29 | 11,885 |
| 2 七国山(緑) | 50.12.26 | 101,395 | 27 東久留米金山(緑) | H6.3.29 | 13,216 |
| 3 海道(緑) | 50.12.26 | 86,730 | 28 立川崖線(緑) | H6.11.15 | 28,014 |
| 4 東豊田(緑) | 50.12.26 | 62,811 | 29 国分寺崖線(緑) | H6.11.15 | 37,195 |
| 5 勝沼城跡(歴) | 50.12.26 | 120,506 | 30 八王子石川町(緑) | H7.3.9 | 30,616 |
| 6 谷保の城山(歴) | 50.12.26 | 15,217 | 31 戸吹(緑) | H7.3.9 | 106,795 |
| 7 矢川(緑) | 52.3.31 | 21,072 | 32 町田代官屋敷(緑) | H7.3.9 | 12,717 |
| 8 図師小野路(歴) | 53.7.4 | 366,056 | 33 柳窪(緑) | H7.3.9 | 13,592 |
| 9 松原南部(都自) | 55.4.30 | 4,053,000 | 34 八王子館町(緑) | H8.2.29 | 24,392 |
| 10 南沢(緑) | 60.5.31 | 25,355 | 35 八王子長原(緑) | H8.2.29 | 73,919 |
| 11 清瀬松山(緑) | 61.3.31 | 43,356 | 36 町田間ノ上(緑) | H8.2.29 | 16,171 |
| 12 南町(緑) | 62.8.10 | 11,219 | 37 八王子川口(緑) | H8.10.17 | 20,292 |
| 13 八王子東中野(緑) | 62.8.10 | 10,710 | 38 東村山大沼田(緑) | H9.3.18 | 21,752 |
| 14 瀬戸岡(歴) | 63.1.9 | 15,337 | 39 東村山下堀(緑) | H9.7.10 | 10,261 |
| 15 清瀬中里(緑) | 元.3.30 | 24,718 | 40 八王子戸吹北(緑) | H9.12.16 | 95,432 |
| 16 小山(緑) | 元.3.30 | 19,737 | 41 日野東光寺(緑) | H9.12.16 | 14,855 |
| 17 氷川台(緑) | 元.12.15 | 10,097 | 42 町田民権の森(緑) | H10.10.27 | 18,968 |
| 18 宇津木(緑) | H4.2.12 | 52,403 | 43 玉川上水(歴) | H11.3.19 | 653,986 |
| 19 清瀬御殿山(緑) | H4.3.24 | 15,162 | 44 青梅上成木(森) | H14.12.2 | 228,433 |
| 20 宝生寺(緑) | H5.3.5 | 142,777 | 45 横沢入(里) | H18.1.5 | 485,675 |
| 21 八王子大谷(緑) | H5.3.5 | 31,186 | 46 多摩東寺方(緑) | H19.12.12 | 14,902 |
| 22 碧山森(緑) | H5.3.5 | 12,981 | 47 八王子堀之内(里) | H21.3.26 | 75,858 |
| 23 国分寺空見の池(緑) | H5.11.12 | 10,553 | 48 八王子曉町(緑) | H23.3.23 | 23,498 |
| 24 小比企(緑) | H6.3.29 | 17,642 | 49 八王子滝山(里) | H25.3.22 | 38,755 |
| 25 保谷北町(緑) | H6.3.29 | 10,580 | 50 連光寺・若葉台(里) | H26.11.14 | 49,294 |

(都自)自然環境保全地域
(森)森林環境保全地域

(歴)歴史環境保全地域
(緑)緑地保全地域

(里)里山保全地域

出典：東京都提供資料

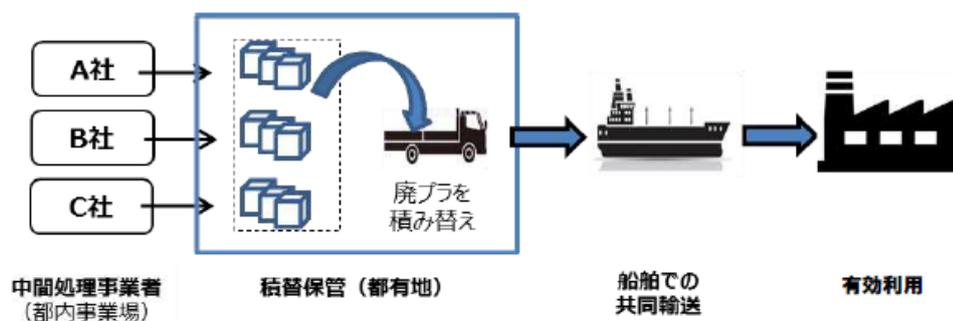
5 資源の循環利用に関する事業（定款第4条第1項第5号）

（1）プラスチック対策事業 「事業番号(18)」

① 廃プラスチック国内有効利用に向けた緊急対策事業（東京都受託事業）

東京都は、国内に滞留する廃プラスチックの適正処理のための緊急的な対応として、セメント工場における石炭代替の産業用原燃料として有効利用を図るため、公社及び業界団体と連携し、廃プラスチックの国内での新たな資源循環ルート構築に向けた実証事業を実施した。

これに伴い公社は、都内の産業廃棄物処理業者が排出する廃プラスチックの受入・搬出調整、積替保管場所の管理を実施するほか、同事業の参加を条件に、令和2年度までに破砕設備等の導入経費の交付決定を受けた産業廃棄物処理業者に対し、助成金を交付する。



出典：プラスチック削減プログラム（東京都）

② プラ製容器包装・再資源化支援事業（東京都受託事業）

都内の家庭から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、リサイクルの促進を図ることを目的として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律に基づき都内区市町村が実施するプラスチック製容器包装の分別収集について、その経費の一部を補助する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 |
|-----------|---------|---------|
| スタートアップ支援 | 10件 | 5件 |
| レベルアップ支援 | 10件 | 5件 |

③ 3Rアドバイザーによる事業系廃棄物の3R推進（東京都受託事業）

都内大規模オフィスビル等から排出される廃プラスチックの焼却量を削減し、廃プラスチックをはじめとする事業系廃棄物の3Rの促進を図ることを目的に、区市町村と連携し、廃棄物に関する知見を有する3Rアドバイザーによる的確な助言を実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 |
|------------|---------|---------|
| 3Rアドバイザー業務 | 40件 | 20件 |
| アフターフォロー業務 | 10件 | — |

(2) 使用済み物品のリユース・リサイクル促進事業 「事業番号(19)」 <新規>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で調達・使用された物品の処分について、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の要請に基づき、使用済み物品のリユース・リサイクルに向けた技術的支援を行う。

(3) 粗大ごみ申告受付事業 「事業番号(20)」

各区市の住民から排出される粗大ごみについて、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類及び区市毎に異なる情報提供を的確に行うとともに、集約された受付データを各自治体指定場所(清掃事務所を含む)に提供する業務を実施する。

令和3年度受託予定自治体：都区19区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区)及び調布市

| 令和3年度計画 | | | 令和2年度計画 | | | 令和元年度実績 | | |
|-------------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|
| 受付件数 (件) | 作業 (日) | 日平均 (件) | 受付件数 (件) | 作業 (日) | 日平均 (件) | 受付件数 (件) | 作業 (日) | 日平均 (件) |
| 6,070,000 | 359 | 16,900 | 5,556,000 | 360 | 15,433 | 5,004,473 | 356 | 14,057 |

※受付件数には Web 受付を含む

(4) 家電リサイクル受付事業 「事業番号(21)」

特別区の住民から排出される家電リサイクル法対象品について、住民からの問合せに対してワンストップサービスでその種類に応じて情報提供を的確に行うとともに、集約されたデータを東京二十三区家電リサイクル事業協同組合会員事業者(59社)に提供する業務を実施する。

| 令和3年度計画 | | | 令和2年度計画 | | | 令和元年度実績 | | |
|-------------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|-------------|-----------|------------|
| 受付件数 (件) | 作業 (日) | 日平均 (件) | 受付件数 (件) | 作業 (日) | 日平均 (件) | 受付件数 (件) | 作業 (日) | 日平均 (件) |
| 120,000 | 308 | 389 | 120,000 | 308 | 389 | 106,170 | 309 | 343 |

※家電リサイクル法対象品

- 家庭用エアコン
- テレビ
 - ・ブラウン管式
 - ・液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く)
 - ・プラズマ式
- 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
- 電気洗濯機・衣類乾燥機

(5) 中防内側諸事業 「事業番号(22)」

中央防波堤内側埋立地における、中間処理施設等の廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受付及び環境保全対策等の業務を実施する。

| 区 分 | 事 業 概 要 |
|-------------------------|---|
| 1 廃棄物の受入等業務 | ① 廃棄物の受付業務及び処理手数料の徴収等業務 ② 運搬車両の誘導及び搬入物の確認・調査・指導等業務 |
| 2 中防処理施設内汚水収集及び槽、管渠清掃作業 | ① 中防不燃汚水雨水収集及び槽清掃作業 ② 中央防波堤内側埋立地管渠等清掃作業 ③ 粗大ごみ破砕処理汚水槽清掃作業 ④ 灰溶融施設構内及び管渠等清掃作業 |
| 3 粗大ごみ等破砕ごみの積込等業務 | ① 破砕ごみ積込運搬・管理誘導業務 ② 破砕ごみ整理等業務 ③ 破砕ごみ内の金属（鉄・非鉄）選別業務 |
| 4 粗大ごみ等一時保管に係る運搬管理業務 | ① 中防不燃ごみ処理センターにおける粗大ごみの整理、適正管理及び積込業務 ② 粗大施設受け入れヤードと中防不燃ごみ処理センター間の粗大ごみ等の搬送業務 |

(6) 不燃ごみ処理センター運転管理事業 「事業番号(23)」

中防及び京浜島不燃ごみ処理センターの2施設において、23区で唯一の最終処分場の延命化のため、東京23区内の一般家庭等から排出された不燃ごみを適正に処理するとともに、鉄・アルミを回収して資源物を可能な限りリサイクルする業務を実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | | | 令和2年度計画 | | | 令和元年度実績 | | |
|---------------|-------------|-------------------|-----------|-------------|-------------------|-----------|-------------|-------------------|-----------|
| | 処理量等 (t) | 作業 (稼動) (日) | 日量 (t) | 処理量等 (t) | 作業 (稼動) (日) | 日量 (t) | 処理量等 (t) | 作業 (稼動) (日) | 日量 (t) |
| 中防不燃ごみ処理センター | 36,084 | 311 | 116 | 37,343 | 311 | 120 | 36,199 | 312 | 116 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 21,037 | 310 | 68 | 20,469 | 310 | 66 | 15,158 | 311 | 49 |

(7) 管路収集輸送施設運転管理等事業 「事業番号(24)」

臨海副都心地域(青海・台場・有明)の集合住宅等から排出される廃棄物を処理するため、管路収集輸送施設の運転管理業務を実施する。

また、各建物に設置されている、ごみ貯留ドラム等の利用者設備の保守点検業務を、各建物管理者等から受託し、実施する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|-------------------------------|---------|---------|---------|
| 1 管路収集輸送施設の運転管理業務(作業日数) | 365日 | 365日 | 366日 |
| 2 管路輸送施設利用者設備保守点検業務(ごみ貯留ドラム数) | 67基 | 66基 | 65基 |

6 廃棄物の適正処理及び処理技術の支援等事業（定款第4条第1項第6号）

（1）廃棄物処理施設等技術支援事業 「事業番号(25)」

廃棄物処理施設の建設や維持管理、施設の整備計画に伴う基礎調査・基本設計等の技術支援業務について、市町村等から受注し、実施する。

| 区 分 | 委託元 | 令和3年度 計画 | 令和2年度 計画 | 令和元年度 実績 |
|------------------------------|----------|-------------|-------------|-------------|
| ごみ処理施設建設及び維持管理に 関する技術支援業務 | 多摩地区市町村等 | 6件 | 7件 | 6件 |
| | 島しょ町村等 | 10件 | 9件 | 7件 |
| | その他 | 5件 | 3件 | 3件 |

（2）資源循環分野における国際協力プロモーション事業

（東京都受託事業） 「事業番号(26)」

東京都が実施する資源循環分野における国際協力事業について、海外諸都市へ東京都の廃棄物処理・リサイクルに関する情報発信、研修等の支援を実施する。

| 区 分 | 実 施 内 容 |
|-------|---|
| 窓口業務 | ○東京の資源循環分野の制度や施設等に関する国内外からの問い合わせ ○施設の視察、講義等の依頼等に対し、東京都の窓口として対応 |
| 研修等業務 | ○アジア大都市を中心とした「資源リサイクルの促進」都内研修の実施 ○アジアにおける3R推進及び廃棄物処理改善のための現地ワークショップの実施 |

（3）産業廃棄物処理業者優良性基準適合認定制度事業 「事業番号(27)」

「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度」の第三者評価機関として、評価認定業務を厳正かつ公正に実施し、東京都が定める優良性基準に適合する産業廃棄物処理業者を認定するとともに、排出事業者に対して情報提供を行う。また、電子マニフェストの普及の促進を図る。

| 区 分 | 名 称 | 申請区分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|-------------|-----------------|------|---------|---------|---------|
| 第1種 評価基準 | 産廃 エキスパート | 新規 | 2件 | 4件 | 3件 |
| | | 更新 | 45件 | 79件 | 33件 |
| 第2種 評価基準 | 産廃プロフェ ッショナル | 新規 | 3件 | 1件 | 2件 |
| | | 更新 | 28件 | 30件 | 19件 |
| 合 計 | | | 78件 | 89件 | 57件 |

（4）再生砕石施設認証事業 「事業番号(28)」

東京都の「再生砕石利用拡大支援制度」における施設認証機関として、都内に所在する施設について、東京都環境局が認証した品質基準を満たす再生砕石を継続的に製造することができる工程、設備仕様、その他能力等を有することを認証する。

(5) PCB 廃棄物処理支援事業 (東京都受託事業) 「事業番号(29)」

① 微量 PCB 廃棄物処理支援事業

有害物質である微量 PCB 廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者から発生した微量 PCB を含む廃絶縁油等の処分や微量 PCB を含むおそれのある絶縁油の濃度分析を実施する者に対して、その経費の一部を助成する。

(事業期間：令和 3 年度～令和 8 年度)

(5 年間で基金 5 億円)

| 区 分 | | 助成概要 (中小企業者等・個人) |
|-----------------|------------------|--|
| 微量 PCB 廃絶縁油等の処分 | ① 微量 PCB 廃絶縁油処理 | 助成対象経費の合計から同等の微量 PCB を含まない廃棄物の処理に要する経費の合計を控除した額の 1/2 |
| | ② 微量 PCB 廃容器処理 | |
| | ③ 微量 PCB 廃電気機器処理 | |
| 微量 PCB の濃度分析 | | 助成対象経費の 1/2 |

② 高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業

有害物質である高濃度 PCB 廃棄物の処理促進を目的として、都内中小企業者等が保管する PCB 含有の照明器具用安定器を JESCO (中間貯蔵・環境安全事業株式会社) PCB 処理事業所に収集運搬する際に要する経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 29 年度～令和 4 年度)

(6 年間で基金 2 億 8,200 万円)

| 区 分 | 助成概要 |
|-------------|---|
| 照明用安定器廃棄物運搬 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等 助成対象経費の 1/2 ・ 個人 助成対象経費の 95/100 |

- 変圧器類、コンデンサー類、PCB 原油等の高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬する際に要する経費の助成については、令和 2 年度をもって申請受付終了。
- 令和 3 年度は、交付決定者に助成金の交付を行う。

③ PCB 含有安定器調査支援事業

都内の PCB 含有安定器の適切かつ早期処理実現を目的として、都内中小企業者等が所有する昭和 52 年 3 月以前に建築・改修された建物の照明器具について PCB 含有安定器の使用の有無を調査委託する際に、調査に要する経費の一部を助成する。

(事業期間：平成 31 年度～令和 4 年度)

(4 年間で基金 6,667 万円)

| 区 分 | 助成概要 |
|-------------------------------------|---|
| 照明器具内の PCB 含有安定器の使用の有無に係る調査委託に要する経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等 助成対象経費の 2/5 (上限 40 万円) |

(6) 医療廃棄物適正処理推進事業 「事業番号(30)」

① 医師会・医療廃棄物適正処理推進事業

公益社団法人東京都医師会と共同で都内診療所等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|--------|---------|---------|---------|
| 参加医療機関 | 1,150 件 | 1,150 件 | 1,095 件 |

② 病院・医療廃棄物適正処理推進事業

都内大規模病院等から排出される医療廃棄物について、排出から最終処分までを電子マニフェスト等によって追跡管理し、その処理状況を排出事業者へ報告する。

| 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|------|---------|---------|---------|
| 参加病院 | 70 件 | 60 件 | 54 件 |

(7) 中防外側諸事業（東京都受託事業） 「事業番号(31)」

東京都廃棄物埋立処分場における廃棄物処理を安全かつ安定的に行うことを目的として、廃棄物の受入、埋立作業及び環境保全対策等の業務を実施する。

| 事業項目 | 実施内容 |
|---------------------------|--|
| 1 一般廃棄物の受入業務 | ① 焼却残灰等の搬入者確認 ② 搬入車両の誘導及び指導 |
| 2 産業廃棄物の受入業務 | ① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 搬入の受付、処理手数料の徴収等 ④ 廃棄物搬入車両の誘導 |
| 3 都市施設廃棄物の受入業務 | ① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 |
| 4 廃石綿受入業務 | ① 廃棄物搬入者の確認 ② 廃棄物の内容確認及び指導等 ③ 廃棄物搬入車両の誘導 |
| 5 廃棄物埋立作業 | ① 廃棄物の敷き均し転圧作業 ② 処分場内の中間覆土作業 ③ 処分場内の堀削、整地、搬入路・踊り場の造成作業 ④ 埋立作業現場の散水作業 |
| 6 産業廃棄物の分析業務 | ① 産業廃棄物（汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さい）の分析 |
| 7 防火及び埋立処分場内警備等業務 | ① 埋立作業時間帯外の埋立処分場関連施設等の警備 ② 開場時間帯内の処分場への進入車両の監視 ③ 災害等発生時の初期対応、緊急連絡 |
| 8 飛散ごみ対策等環境保全作業 | ① 処分場内の幹線・周回道路等の清掃・飛散ごみの収集作業 ② 洗車場側溝等の清掃、ドロ落とし施設の汚水収集・清掃作業 ③ 残灰等のごみ飛散防止の散水作業 |
| 9 散水作業 | ① 処分場内の搬入道路・周回道路等の散水作業 ② 廃棄物空け場等の巡回による散水作業 |
| 10 最終覆土及び最終覆土作業用仮設道路造成等作業 | ① 処分場内における覆土材の運搬作業等 ② 処分場内の覆土作業及び整地・整形作業 ③ 覆土用道路の造成及び処分場内搬入路の整地・整形作業 |

(8) 浄化槽法定検査事業 「事業番号(32)」

浄化槽法の指定検査機関として浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査を実施するとともに、必要に応じて、管理者に対して、改善策等の助言を行う。

| 区分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|------------|---------|---------|---------|
| 浄化槽法第7条検査 | 130件 | 130件 | 151件 |
| 浄化槽法第11条検査 | 4,200件 | 4,200件 | 4,775件 |

(9) 河川環境保全事業（東京都受託事業） 「事業番号(33)」

河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、東京都の代表的な河川である隅田川や神田川等 30 河川の浮遊ごみ等回収処理作業及び河川清掃に使用する船舶、分室等の保守管理業務を実施する。

また、お台場海浜公園における水質改善対策として、令和3年6月6日から9月5日までを東京2020大会清掃強化期間と定め、期間中の日曜日計14日間についても特別作業として河川清掃を実施する。

| 事業概要 | 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|----------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1 都の指示する河川の水面に浮遊するごみ等を除去清掃 | 作業日数 | 309日 | 309日 | 308日 |
| | 特別作業 | 14日 | 14日 | — |
| | 対象河川 | 30本 | 30本 | 30本 |
| | 作業距離 | 109km | 109km | 109km |
| 2 河川水面清掃作業に必要な船舶等及び分室の保守管理 | 管理船舶等 | 22艘 | 22艘 | 22艘 |
| | 機材 | ショベルローダー1台 | ショベルローダー 1台 | ショベルローダー 1台 |
| | 施設 | 厩橋分室 1棟 潮見分室 1棟 | 厩橋分室 1棟 潮見分室 1棟 | 厩橋分室 1棟 潮見分室 1棟 |

(10) 清掃工場計器保全事業 「事業番号(34)」

特別区等の清掃工場に設置されている排ガス分析計等の保守点検業務を実施する。

| 事業概要 | 区 分 | 令和3年度計画 | 令和2年度計画 | 令和元年度実績 |
|-------------|--------|---------|---------|---------|
| 排ガス分析計等保守点検 | 作業日数 | 308日 | 308日 | 309日 |
| | 工場・施設数 | 24件 | 24件 | 24件 |
| | 点検基数 | 8,008基 | 7,861基 | 7,762基 |

(11) 施設搬入不適物調査事業 「事業番号(35)」

特別区の各清掃工場及び不燃ごみ処理センターの安定稼働を目的として、車両により搬入される一般廃棄物の不適物の検査業務を実施する。

| 区 分 | | 令和3年度計画 (作業日数) | 令和2年度計画 (作業日数) | 令和元年度実績 (作業日数) |
|-----|-----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 合 計 | | 314日 | 314日 | 312日 |
| 内 訳 | 平日 | 昼 間 | 196日 | 196日 |
| | | 早 朝 | 74日 | 74日 |
| | | 夜 間 | 12日 | 12日 |
| | 日・祝 | 昼 間 | 20日 | 20日 |
| | | 早 朝 | 12日 | 12日 |

7 公益目的事業の推進に資する事業（定款第4条第3項）

（1）社有地の利活用事業 「事業番号(36)」

水素社会の実現に向けたインフラ整備を図ることを目的として、運営事業者の JXTG エネルギー株式会社との事業用地賃貸借契約期間に基づき、江東区潮見の事業用地の一部を都内初のガソリンスタンド併設型水素ステーションとして貸出を行う。

（定期借地権の存続期間：平成 27 年 9 月 1 日から 20 年間）

| 区 分 | 面積 |
|----------------------------|------------------------|
| 賃貸借部分面積 | 2,428.52m ² |
| 江東区潮見事業用地（住所：江東区潮見一丁目3番2号） | 3,388.11m ² |

Ⅲ 予算概要

1 事業別収支の概要

(単位:千円)

| 事業名 | 収益 | 費用 | 他会計 振替額 | 増減 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|------------------|
| 公益目的事業 | 13,250,571 | 13,335,524 | 10,397 | ▲ 74,556 |
| 公益目的事業1 | 8,202,591 | 8,111,041 | 0 | 91,550 |
| 1 環境調査研究事業 | 797,904 | 773,389 | 0 | 24,515 |
| 2 広報普及等事業 ① | 5,748,044 | 5,778,804 | 0 | ▲ 30,760 |
| 3 地球温暖化防止活動事業 | 1,491,047 | 1,391,128 | 0 | 99,919 |
| 4 自然環境の保全等事業 | 165,596 | 167,720 | 0 | ▲ 2,124 |
| 公益目的事業2 | 5,047,980 | 5,224,483 | 10,397 | ▲ 166,106 |
| 5 資源の循環利用に関する事業 | 2,546,600 | 2,708,459 | 10,397 | ▲ 151,462 |
| 6 廃棄物の適正処理及び 処理技術の支援事業 | 2,401,329 | 2,387,875 | 0 | 13,454 |
| 2 広報普及等事業 ② | 100,051 | 128,149 | 0 | ▲ 28,098 |
| 収益事業 | 33,901 | 13,075 | ▲ 10,397 | 10,429 |
| 7 公益目的事業の推進に資する事業 | 33,901 | 13,075 | ▲ 10,397 | 10,429 |
| 法人会計 | 2,192 | 34,193 | 0 | ▲ 32,001 |
| 法人会計(管理運営) | 2,192 | 34,193 | 0 | ▲ 32,001 |
| 総合計 | 13,286,664 | 13,382,792 | 0 | ▲ 96,128 |

2 正味財産増減の概要

(単位:千円)

| 項目 | | 金額 | |
|----------------|--------------|----------------|------------|
| 一般正味財産 増減の部 | 公益目的 事業会計 | 経常収益 | 13,250,571 |
| | | 経常費用 | 13,335,524 |
| | | 当期経常増減額 | ▲ 84,953 |
| | | 当期経常外増減額 | 0 |
| | | 他会計振替額 | 10,397 |
| | | 税引前当期一般正味財産増減額 | ▲ 74,556 |
| | 収益事業 会計 | 経常収益 | 33,901 |
| | | 経常費用 | 13,075 |
| | | 当期経常増減額 | 20,826 |
| | | 当期経常外増減額 | 0 |
| | | 他会計振替額 | ▲ 10,397 |
| | | 税引前当期一般正味財産増減額 | 10,429 |
| | 法人会計 | 経常収益 | 2,192 |
| | | 経常費用 | 34,193 |
| | | 当期経常増減額 | ▲ 32,001 |
| | | 他会計振替額 | 0 |
| | | 税引前当期一般正味財産増減額 | ▲ 32,001 |
| | 合計 | 経常収益 | 13,286,664 |
| | | 経常費用 | 13,382,792 |
| | | 当期経常増減額 | ▲ 96,128 |
| 当期経常外増減額 | | 0 | |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | | ▲ 96,128 | |
| | 法人税等 | 320 | |
| | 当期一般正味財産増減額 | ▲ 96,448 | |
| | 一般正味財産期首残高 | 4,206,208 | |
| | 一般正味財産期末残高 | 4,109,760 | |
| 指定正味財産増減の部 | 当期指定正味財産増減額 | 0 | |
| | 指定正味財産期首残高 | 358,373 | |
| | 指定正味財産期末残高 | 358,373 | |
| 正味財産期末残高 | | 4,468,133 | |

IV 会社の機関

1 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職、事業計画及び収支予算の承認のほか、法令や定款で定められた職務を行う。

- (1) 理事長 — 法令及び定款の定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 常務理事 — 法人の日常業務を掌理するとともに、理事長を補佐する。また、理事長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 理事 — 理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 評議員会

すべての評議員をもって構成し、会社の最高意思決定機関として、評議員の選任及び解任、理事、監事及び会計監査人の選任及び解任、理事及び監事の報酬等の額、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認のほか、法令や定款で定められた事項を決議する。

3 監事

会社の業務及び財産の状況、並びに理事の職務執行を監査し、監査報告書を作成する。必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

4 会計監査人

会社は、法令の定めるところにより、会計監査人を設置する。

会計監査人は、会社の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録並びにキャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告書を作成する。

5 理事会・評議員会の開催予定

【理事会】

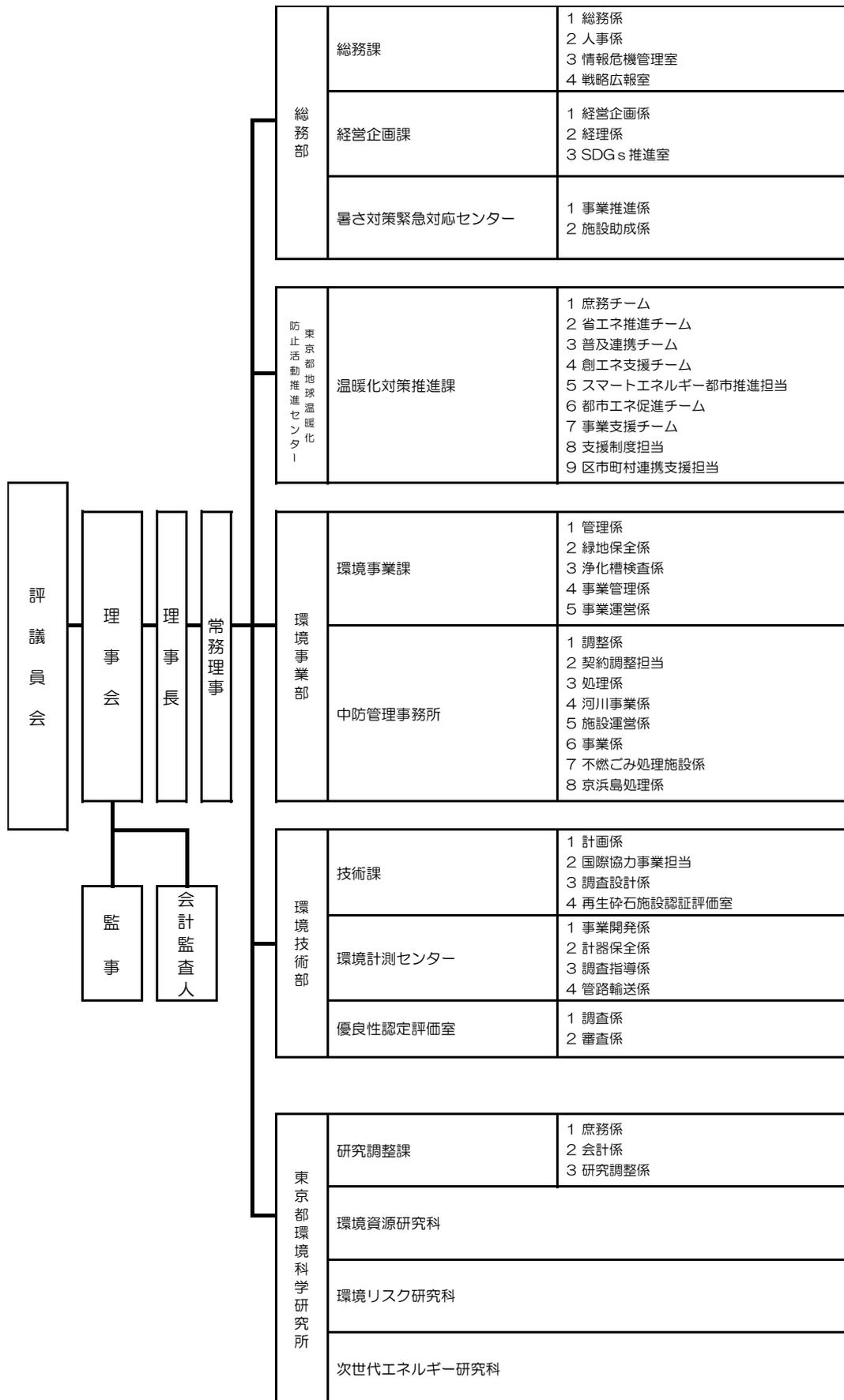
| 回数 | 付議事項 | 開催時期 |
|-----|---------------------|------------|
| 第1回 | 令和2年度 事業報告・収支決算について | 令和3年6月開催予定 |
| 第2回 | 令和4年度 事業計画・収支予算について | 令和4年3月開催予定 |

【評議員会】

| 回数 | 付議事項 | 開催時期 |
|-----|----------------|------------|
| 第1回 | 令和2年度 収支決算について | 令和3年6月開催予定 |

V 会社の組織

1 組織図



2 職員数

| 《 部 ・ 課 》 | 《 職 員 数 》 | | | 計 |
|--------------------|-----------|---------|-------|-----|
| | 常勤職員 | (うち管理職) | 非常勤職員 | |
| 総務部 | 39 | (5) | 4 | 43 |
| 総務課 | 18 | (3) | 2 | 20 |
| 経営企画課 | 13 | (1) | 2 | 15 |
| 暑さ対策緊急対応センター | 8 | (1) | 0 | 8 |
| 東京都地球温暖化防止活動推進センター | 65 | (3) | 10 | 75 |
| 環境事業部 | 154 | (5) | 27 | 181 |
| 環境事業課 | 27 | (3) | 13 | 40 |
| 中防管理事務所 | 127 | (2) | 14 | 141 |
| 環境技術部 | 55 | (4) | 8 | 63 |
| 技術課 | 19 | (2) | 5 | 24 |
| 環境計測センター | 33 | (1) | 0 | 33 |
| 優良性認定評価室 | 3 | (1) | 3 | 6 |
| 東京都環境科学研究所 | 43 | (6) | 11 | 54 |
| 研究調整課 | 10 | (2) | 4 | 14 |
| 環境資源研究科 | 21 | (2) | 4 | 25 |
| 環境リスク研究科 | 8 | (1) | 2 | 10 |
| 次世代エネルギー研究科 | 4 | (1) | 1 | 5 |
| 職員数計 | 356 | (23) | 60 | 416 |

注) 職員数は、令和3年4月1日の予定人員である。

公社の事業所等

(令和3年4月1日現在)

| 施設名 | 施設区分 | 所在地 | 敷地面積・施設規模等 | 備考 |
|-------------------------|---------------|---|--|------------------|
| 本社 | 民間賃貸ビル 借上げ | 墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 5・7・8階 | 床面積 1313.20 m ² | 平成22年8月開設 |
| 東京都環境科学研究所 | 都施設 | 江東区新砂1-7-5 | 7,281.91 m ² | 平成19年4月移管 |
| 暑さ対策緊急対応センター | 民間賃貸ビル 借上げ | 江東区亀戸1-42-18 日高ビル6階 | 床面積 163.61 m ² | 平成31年1月開設 |
| 東京都地球温暖化 防止活動推進センター | 民間賃貸ビル 借上げ | 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10・14階 | 床面積 824.03 m ² | 平成20年4月 事業開始 |
| ガソリンスタンド併設型 水素ステーション | 土地賃貸 | 江東区潮見1-3-2 | 2,428.52 m ² | 平成27年9月開始 |
| 水素情報館 東京スイノミル | 公社施設 | | 959.59 m ² | 平成28年7月 開館 |
| 多摩分室 (自然環境保全・浄化槽検査) | 都施設 | 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 多摩環境事務所内 | 床面積 約57.93 m ² | 平成27年4月 事業開始 |
| 神田情報センター (粗大ごみ等受付) | 民間賃貸ビル 借上げ | 千代田区鍛冶町2-2-2 神田パークプラザ4階 | 床面積 538.60 m ² | 平成8年10月開設 |
| 東京都廃棄物埋立処分場 | 都施設 | 江東区青海三丁目地先 | 中央防波堤外側埋 立処分場 約3,140,000 m ² 新海面処分場 約4,800,000 m ² | 昭和53年4月 事業開始 |
| 中防不燃ごみ処理センター | 一組施設(※) | 江東区海の森2-4-79 | 床面積 34,575 m ² 処理能力 48t/h×2系列 | 昭和61年10月 事業開始 |
| 京浜島不燃ごみ処理センター | 一組施設(※) | 大田区京浜島3-7-1 | 床面積 41,679 m ² 処理能力 8t/h×4系列 | 平成8年11月 事業開始 |
| ごみ管路収集輸送施設 | 一組施設(※) | 江東区有明2-3-10 有明清掃工場内 | 床面積 55.00 m ² 総管長 約16km | 平成7年12月 事業開始 |
| 潮見分室 (河川環境保全) | 都施設 | 江東区潮見1-29-8 | 床面積 253.4 m ² | 昭和61年4月 事業開始 |
| 厩橋分室 (河川環境保全) | 都施設 | 台東区蔵前2-15-2 | 床面積 383.6 m ² | 昭和61年4月 事業開始 |

※ 一組施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が所管する施設

